

所掌事項

- (1) 環境基本計画に関し、宮古市環境の保全及び創造に関する条例第9条第3項に規定する事務を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

設置根拠

環境基本法第44条

宮古市環境の保全及び創造に関する条例第28条

設置年月日

H18. 4. 1

委員定数

15人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R6. 8. 1

現任委員任期満了日

R8. 7. 31

担当課

エネルギー・環境部環境課

TEL : 0193-68-9078 内線 1722

FAX : 0193-63-9114

E-mail : kankyo@city.miyako.iwate.jp

備考